#### ○中間市行財政集中改革プラン改訂版について

中間市では、平成17年度に行財政集中改革プランを策定し、平成18年度で2ヵ年が経過したことにより、当初の計画とこれまでの取組みの計画内容の見直しを行い、行財政集中改革プランの改訂版を策定いたしました。

P 5 ・「臨戸訪問の徹底」・・・・・・・・・・・「地方税法第 48 条に基づく徴収引継」を追加

主な変更項目・削除項目・新規項目につきましては、下記のとおりです。

#### 【変更項目】(30項目)

- - P 8 ・「公共施設駐車場利用協力金の徴収」・・・・・実施年度の変更 ・「冬梅設への広告掲載の保護」・・・・・・実施年度の変更
    - ・「各施設への広告掲載の促進」・・・・・・・実施年度の変更・「市営自動車駐車場使用料の見直し」・・・・・実施年度の変更
  - P 9 ・「人材育成基本方針の策定」・・・・・・・表現・実施年度の変更
  - P 9 ・「人材育成基本方針の策定」・・・・・・・・表現・実施年度の変更 ・「勤務評価制度の導入」・・・・・・・・・実施年度の変更
    - ・「昇格基準の設定」・・・・・・・・・・・実施年度の変更
  - P10 ・「職員提案制度の導入」・・・・・・・・実施年度の変更
    - ・「庁内公募の実施」・・・・・・・・・・実施年度の変更
      - ・「事務系職員と技術系職員の人事交流促進」・・・表現の変更
  - P13 ・「窓口業務の時間延長」・・・・・・・・・実施年度の変更
  - P14 ・「キラキラなかまっ子事業経費の見直し」・・・・内容の変更
  - P17 ・「勤務時間の見直し」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 内容・実施年度の変更
  - P18 ・「民間活力導入の検討」・・・・・・・・内容の変更
  - P19 ・「外郭団体の運営方針の見直し」・・・・・本文内容の追加
    - ・「広域行政による共同処理の推進」・・・・・内容の変更
    - ・「バランスシート等の作成」・・・・・・・本文内容・実施年度変更
  - P20 ・「病院事業」・・・・・・・・・・・本文内容の変更
    - ・「経営改革の推進」・・・・・・・・・本文内容の追加
    - ・「定員管理の適正化・給与の見直し」・・・・・本文内容の追加

#### 【削除項目】(1項目)

#### P13 ・東部出張所の移転

削除の理由といたしましては、出張所機能が地域に定着し、十分活用されている状況であり、住民からは更なる機能の充実を求められています。移転した場合、駐車場や金融機関の問題もあり、住民の利便性が大きく損なわれる恐れがあることから、移転は行わず住民の意向も踏まえ、東部出張所の機能の充実に向けて取組むことといたしました。

#### 【新規項目】(6項目)

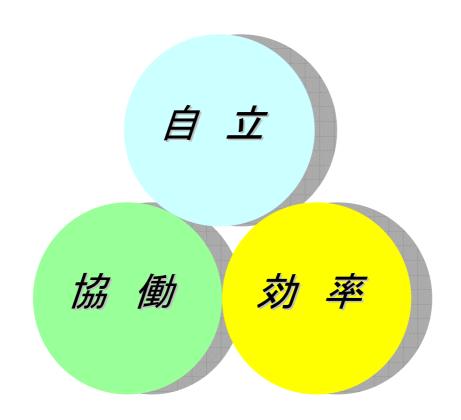
- P11 ・市長との地域懇談会の実施
- P14 ・議員定数及び報酬等の見直し(4項目)
- P19 ・「パルハウスぼちぼち」の移転

以上の取組みにより 5 項目増加して 106 項目となり、目標効果額につきましては 1 億 6,400 万円増の 35 億 3,420 万円を見込んでいます。

※中間市行財政集中改革プラン≪改訂版≫につきましては、下記によりご覧ください。

# 中間市行財政集中改革プラン [平成 17 年度~平成 21 年度]

≪ 改訂版 ≫



平成 19 年 4 月 中 間 市

## 目 次

	ページ
中間市行財政集中改革プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
中間市行財政集中改革プランの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
T 白六	
<u>I 自立</u> 1. 財政の健全化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
*** ** **=	4
(1)経常経費、投資的経費の削減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
(2)徴収体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
(3)補助金等の整理合理化及び扶助費の抑制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(4)使用料及び手数料の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(5) その他の財源確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(6)地域経済の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2. 職員の人材育成と資質向上 ・・・・・・・・・・・・・	9
(1) 人材育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(2)能力・実績に基づく人事管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
(3)活力ある職場づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	1 0
Ⅱ 協働 協働の地域づくりの推進	
	1 1
2. 推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
Ⅲ 効率	
 1. 行政システムの簡素化・効率化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
(1)柔軟かつ機動的な組織の構築 ・・・・・・・・・・・	1 3
(2) 事務の効率化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
(3) 事務事業の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
(4)議員定数及び報酬等の見直し ・・・・・・・・・・	1 4
2. 行政内部経費の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
(1)職員数の削減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
(2)職員の任用見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
(3)給与の抑制等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
(4) 民間委託の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
(5)外郭団体の効率的運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(6) 広域化の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(7)財務の透明化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
(8)内部管理費の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
(C) Findagy/LeO	. 0
IV 公営企業の経営健全化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
	2 0
2. 水道事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1

## 中間市行財政集中改革プラン

#### 1 目 的

『中間市行財政集中改革プラン』は、『中間市行政改革大綱』に掲げた重点事項を集中的に実施するため、可能な限り目標の数値化や具体的な指標を用いて策定し、市民サービスの向上や業務の効率化等を推進します。また、広く市民に公表することで市民の意見を反映し、説明責任を果たす観点から、毎年度本計画の進捗状況を公表します。

行政運営の理念を「行政管理型」から「行政経営型」へ、「行政主導型」から「市民協働型」へと転換し、「自立」「協働」「効率」という3つのキーワードのもとに持続可能な行財政基盤の確立と、市民の満足度を高める成果重視型の行財政システムの構築を目指します。

#### 2 推進期間

集中改革プランの推進期間は、平成17年度から平成21年度までの5ヵ年計画とし、 各項目ごとに目標年度を定め、具体的かつ計画的に取り組みます。

#### 3 推進体制

集中改革プランの着実な推進を図るため、「中間市行政改革推進本部」を中心として、 目標達成に向けて全庁的に取り組むとともに、職員一人ひとりが自覚と責任を持って、 その推進を図ります。

また、市民で構成する「中間市行政改革推進委員会」に計画の進捗状況を報告し、目標達成に向けて市民とともに計画の推進を行います。

さらに、広報やホームページ等を通じて、その経過や成果等を公表することとし、市 民の理解と協力のもと、市民と行政が一体となって推進します。

#### 4 プランの見直し

集中改革プランについては、社会経済情勢や市民ニーズの変化、あるいは実施状況等 を考慮しながら、必要に応じて適宜計画内容を見直すものとします。

> 平成 1 8 年 3 月 策定 平成 1 9 年 4 月 改訂

### 中間市行財政集中改革プランの概要

#### 総括

中間市行政改革大綱に基づいて、平成21年度まで取り組む改革プランでは106項目の取組みを実施し、その財政上の効果額は、歳入増にかかるものとして478.4百万円、人件費の削減にかかるものとして2,454.3百万円、その他歳出削減にかかるものとして601.5百万円の総計3,534.2百万円を見込んでいます。

(年度別内訳) (単位:百万円)

年度	目標郊	効果額	内、普遍	<b>通会計分</b>
十 及	策定当初 改訂版 策定当初		改訂版	
1 7	189.4	(243.5)	193.5	(234.1)
1 8	253.9	5 4 5 . 7	254.5	476.6
1 9	6 4 9 . 9	573.0	595.6	537.7
2 0	1,046.5	1,044.9	938.5	947.0
2 1	1,230.4	1, 1 2 7. 1	1,075.1	1,016.5
総額	3,370.2	3,534.2	3,057.3	3, 2 1 1. 9

※ ( )は実績額

#### 概要

主な項目と5年間の目標効果額は次のとおりです。

『歳入増にかかるもの』	478.4百万円
市税等の収入確保	1 4 1. 4 百万円
受益者負担の適正化	6 9 . 1 百万円
その他の歳入の確保	2 6 7 . 9 百万円
『人件費の削減にかかるもの』	2,454.3百万円
職員数の削減	1,336.8百万円
給与の抑制等	1, 1 1 7. 5 百万円
『その他歳出削減にかかるもの』	6 0 1.5百万円
負担金、補助金、委託料等の見直し	1 2 9 . 5 百万円
その他歳出削減への取り組み	4 7 2. 0 百万円

## <u>I. 自立</u>

#### 1. 財政の健全化・・・持続可能な財政基盤の確立

地方分権や三位一体改革が進行する中で、自治体財政の歳入構造に変化が生じています。 今後は、国の関与が縮小され、自立性が高まる一方で財源は自力で調達しなければなら なくなります。依存財源率の高い本市の財政構造において、自主財源の確保を図るととも に、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図りながら、歳出削減と財源構造の改善に取 り組みます。また、職員にコスト意識を徹底することにより、無駄な歳出を抑え、健全な 財政運営を図ります。

(単位:百万円)

公営企業においても同様に、更なる経営健全化に取り組みます。

#### (1)経常経費等の削減(公営企業を含めた全会計の総額)

	· / I= II I= /								
No	取組項目	所管部署	改 革 プ ラ ン		検討	・実が	<b>拖</b> 年度		効 果
NO	双祖项日	기담마名	Q # 7 7 7	17	18	19	20	21	刈木
1	人件費の削減	総務課	・職員数の削減と給与の抑制等により、 人件費総額を大幅に削減する。	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	1	2, 454. 3
2	扶助費の抑制	財政課	・累増する扶助費について、内部努力 及び制度改正等を見込み、扶助費総 額を抑制する。	検討	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	1	247. 6
3	物件費等その他の行政経費の削減	財政課	・事務事業全般にわたる行政経費の削減を徹底する。	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	353. 8
	•				•			合計	3, 055. 7

## (2) 徴収体制の強化

	(と) 政権所の				<del>t</del> 수=⊥	_ ==+	左左点		V. 8777
No	取組項目	所管部署	改 革 プ ラ ン		検討				効 果
				17	18	19	20	21	
1	適正課税の徹底	課 税 課	・市税等の適正賦課の徹底 税の公平性確保のため、課税客体の正確 な把握と未申告者に対する申告促進によ り適正課税の徹底を図る。	実施	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	課税漏れの 減少による 公平性の確 保及び税収 アップ
		総 務 課	・収納率向上の為の行政内部組織の立ち上げ 収納対策強化のため、市税、国民健康保 険税、介護保険料の徴収及び滞納処分を 専門に担当する収納課を新設し、徴収率 の向上を図る。	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	H18.1.1 収納課新設
2	徴収率の向上		<ul> <li>・臨戸訪問の徹底 年度当初に滞納整理方針を策定し、全滞納者を対象に、計画的な電話催告、臨戸訪問等を実施する。</li> <li>・地方税法第 48 条に基づく徴収引継個人住民税に係る一定要件の滞納整理事案について、毎年度県に徴収を引継ぎ、税収を確保する。</li> </ul>	検討	実施	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	20. 0
	<b>以</b> 牧平の旧上	収納課	・滞納者に対する強制執行の実施不動産、預貯金、給与等債権の差押えを含めた滞納処分の強化を図る。毎年度、目標徴収率を設定し、市税徴収率90%の達成を目指す。・徴収技術の向上国税局OBの指導、県税務課への派遣、市町村アカデミーへの研修派遣を通じて、差押え等の実践的なノウハウのレベルの向上・蓄積を図る。	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	にょ	117.9 ・徴収率向上 による税収 アップ
		こども育成課	・未納保育料徴収の徹底 悪質な滞納者に対する強制執行の実行に より、未納保育料の徴収を図る。	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	3. 5
			・口座振替金融機関報奨金制度の検討 納期内自主納付を推進するため、口座振 替金融機関報奨金制度を導入する。	検 討	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	検 討	納付方法の
3	納付方法の多様化 収	収 納 課	・コンビニエンスストアでの公共料金納付の調査・研究 納税者の利便性の向上と業務の効率化を 図るため、コンビニエンスストアでの公 共料金納付の調査・研究を行う。	検 討	<b>→</b>	<b>→</b>	実施	$\rightarrow$	多様化による収納率の向上
								小 計	141.4

## (3)補助金等の整理合理化及び扶助費の抑制

	(0) [[[]]]亚寸(	7正任口任16.	及び扶助貧の抑制						立:百万円)	
No	取組項目	所管部署	改 革 プ ラ ン		検討	・実施	<b>在年度</b>		│ │ 効果	
NO	双 旭 央 日	// E II/4	W # 2 2 2	17	18	19	20	21	M A	
		財政課	・全補助金リストの作成 重複支給や慣例的支給等の不適切な支給 の適正化を図るとともに、各種補助金の 効果や必要性を十分に精査し、抜本的な 整理合理化を図る。	検 討	実施	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	有効な補助 金行政の推 進と経費節 減	
		市民協働課	・町内会長事務費の見直し 町内会長事務費の見直しを含め、地域コ ミュニティ支援の在り方を抜本的に検討 する。	検	<b>→</b>	<b>→</b>	実	1	効果的な地 域コミュニ	
		中央公民館市民協働課	<ul><li>・町内公民館長事務費の見直し 町内公民館長事務費の見直しを含め、地 域コミュニティ支援の在り方を抜本的に 検討する。</li></ul>	討			施		ティ支援の 実施	
1	補 助 金 等 の 整 理 合 理 化	生涯学習課	・中間市文化財団委託料の見直し 指定管理者制度の導入でより効果的な運 営を行うことに伴い、委託料の見直しを 行う。	検討	実施	<b>→</b>	検討·実施	$\rightarrow$	64. 0	
		こども育成課	・チャイルドシートの補助金の廃止 チャイルドシートについては、平成 12 年 に法的義務が課せられ、生活に定着化し たことから補助制度を廃止する。	検 討	実施	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	2. 0	
		介護保険課	・シルバー人材センター補助金の見直しシルバー人材センターの補助金を見直し、同センターの経営合理化を促すことで、平成20年度以降は市補助金の規模(対国庫補助金比率)を県内他市町村の平均以下に抑制する。	検討	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	9. 4	
		財政課	・その他補助金の見直し 全補助金について費用対効果を検証し、 補助金額の見直しを行う。	検討	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	30. 0	
		介護保険課	・敬老祝金の見直し 現行の支給年齢5階層を3階層に改め、 経費節減を図る。	検討	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	14. 0	
2	扶助費の抑制	刀 吱 体	・敬老祝品の廃止 事業効果を鑑み、90歳以上の高齢者に 支給している敬老祝品を廃止する。	検討	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	3. 6	
		保 護 課 介護保険課 健康増進課	・扶助費の抑制 生活保護の適正受給や予防医療の推進に よる医療費の抑制等を図る。	検討	実施	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	230. 0	
					•	•		小計	353. 0	

## (4)使用料及び手数料の見直し

		7 3 93 77 07 961	<del>-</del> -						7 . 0/1/1/
No	取組項目	所管部署	改 革 プ ラ ン		検討	・実施	<b>を年度</b>		効 果
	TO THE TAI H	W P HE P	~ + 2	17	18	19	20	21	***
		こども育成課	・保育料の見直し 保育料徴収金額を、現行の厚生労働省基 準額の56%(軽減率44%)から70% (軽減率30%)まで引上げる。	検 討	<b>→</b>	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	66. 0
1	使用料等	財 政 課	・河川敷駐車場使用料の徴収 河川敷駐車場を利用して営業目的とした 展示会・イベント等を開催する業者につ いて、駐車場整備に要する経費に対し、 使用料を徴収する。	検討	<b>→</b>	<b>→</b>	実施	<b>→</b>	1.0
	の整理合理化	都市整備課	・市営住宅使用料の見直し 市営住宅家賃の改定については、応能応 益にて平成10年度から17年度までの 間、段階的に値上げを実施した。今後、 近隣市町村の動向を勘案し市営住宅使用 料について、見直しを行う。	検討	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	実施	1.0
		さくら保育園	・保育通園バス乗車負担金 受益者負担の原則に基づき、保育通園バ スの利用者に対し、利用料金を徴収する。	検討	<b>→</b>	実施	<b>→</b>	$\rightarrow$	0. 9
		財 政 課	・手数料の全般的な見直し 受益者負担の原則により、サービスに応 じた適正な水準での設定・見直しに努め、 負担の適正化を図る。	検討	<b>→</b>	<b>→</b>	実施	<b>→</b>	受益者負担 の適正化
2	手数料の見直し	都市整備課	・屋外広告物の許可申請の徹底 平成18年度に県及び近隣市町村との協 議・調整・検討を行い、平成19年度に 無届の公告物について現地調査を実施し 順次指導を行う。平成20年度から申請 手数料の増収を図る。	検討	<b>→</b>	<b>→</b>	実施	<b>→</b>	指導強化に よる違法屋 外広告物の 排除
3	減免制度の見直し	施設所管課	・公の施設使用料減免規定の見直し 受益者負担の原則に基づき、施設使用料 減免規定の見直しを行う。	検討	<b>→</b>	$\rightarrow$	実施	<b>→</b>	0. 2
								小計	69. 1

## (5) その他の財源確保

(単位:百万円)

No	取組項目	所管部署	改 革 プ ラ ン		検討	・実施	<b>五</b> 年度		効 果
NO	双 祖 填 日	川目即省	以単ププラ	17	18	19	20	21	刈木
		総 務 課	・公共物 (広報紙やホームページ) への広告 掲載の促進 自主財源確保、地元商工業者の育成振興、 紙面効果などを目的に「広報なかま」10 日号に毎月有料広告の掲載を実施する。	実施	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	3.5
		財政課	・公共施設駐車場利用協力金の徴収 公共施設の駐車場を利用する職員につい て駐車場の維持管理に要する経費に対 し、協力金を徴収する方向で検討を進め る。	検 討	<b>→</b>	$\rightarrow$	実施	1	3. 0
		生涯学習課	・各施設への広告掲載の促進 市営球場や市営テニス場等の施設に広告 掲載を導入し、広告収入を確保する。	検 討	$\rightarrow$	$\rightarrow$	実施	1	財産を有効 利用し、財源 確保を促進 する。
1	その他の財源確保	66 TH ==	<ul> <li>普通財産貸付料の改定 (市有地貸付料 1/100 から 2/100)</li> <li>〈負担調整措置〉</li> <li>H 1 8 1.25 / 100</li> <li>H 1 9 1.5 / 100</li> <li>H 2 0 1.75 / 100</li> <li>H 2 1 2 / 100</li> </ul>	<b>検</b> 討	実施	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	12. 0
		管理課	・普通財産売却の促進 現在の公売物件、普通財産の未利用処分 対象地を年2回広報やホームページを通 じ、一般競争入札及び価格公示形式での 公売を一層促進する。 また、銀行や住宅販売業者等にPRを行 う。	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>↑</b>	247. 4
		都市整備課	<ul><li>・市営自動車駐車場使用料の見直し 周辺の駐車場料金を勘案し、市営自動車 駐車場使用料の見直しを行う。</li></ul>	検 討	<b>→</b>	<b>→</b>	実施	<b>→</b>	2. 0
								小 計	267. 9

## (6) 地域経済の活性化

No	取組項目	所管部署	改 革 プ ラ ン	:	検討	・実が	拖年度		効 果
NO	双租填日	川官叫者	以 単 フ ブ フ 	17	18	19	20	21	劝未
1	産業振興	産業振興課	・産業振興に関する具体的振興策の実施 商工業及び農業の振興を図るため、空き 店舗対策事業や地産地消事業などの具体 的施策を実施する。	検討	$\rightarrow$	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	商工業・農業の活性化
2	企業誘致	産業振興課 総 務 課	・行政内部組織の立ち上げ、企業誘致に向けた具体的取組みの実施 企業誘致を専属的に所掌する部署を設置 し、誘致場所の選定や環境整備などの具 体的な取組みを実施する。	検討 (部実施)	検討	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	企業誘致係 の新設

#### 2. 職員の人材育成と資質向上・・・分権時代を担う人材育成と意識改革

行財政改革を推進するためには、職員一人ひとりが問題意識と目標達成の意欲を持ち、その能力を十分に発揮することにより、限られた人員・財源を最大限に活かしていく必要があります。また、地方分権時代に自立可能な行財政運営を行うためには、市民の視点に立った発想力と既存の枠組みや従来の概念にとらわれない斬新な政策立案能力が必要です。職員は、自らが地域づくりの担い手として全体の奉仕者であることを自覚し、職務に精励することが求められます。

以上のことを踏まえ、職員の意識改革の推進によって、資質の向上、能力の開発に努め、 新しい時代に相応した人材の育成・確保を図ります。

#### (1) 人材育成

No	形 组 百 日	正答如果	改 革 プ ラ ン		検討	・実別	拖年度		効 果
NO	取組項目	所管部署	以 単 ノ ラ ノ	17	18	19	20	21	劝未
1	基本方針の策定		・人材育成基本方針の策定 長期的かつ総合的な観点で職員の能力開 発を効果的に推進するため、人材育成基 本方針を策定する。	検 討	<b>→</b>	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	職員の資質 向上による 業務の遂行
2	研修内容の見直し		・新たな研修制度の導入 人材育成基本方針の策定にあわせ、研修 内容を見直し、効果的な人材育成を図る。	検 討	$\rightarrow$	実施	$\rightarrow$	$\rightarrow$	能力及び行 政サービス の高質化
3	職員の自主研究 活動の推進	総務課	・職員の自己研鑽の支援 職員の自主研修グループ等に対し助成を 行うことにより組織の活性化を図り、職 員の自己研鑽・能力開発を推進する。	検討	<b>→</b>	実施	<b>→</b>	$\rightarrow$	職員の士気 向上による 業務改善
4	女性職員の育成		・女性職員の育成・登用 意欲と能力のある女性職員について、一 層の登用促進を図るため、多様な業務体 験を通じた女性職員の育成、職域拡大、 女性職員にとっても働きやすい環境づく りを推進する。	<b>検</b> 討	<b>→</b>	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	女性職員の 能力・意欲 の開発促進

#### (2) 能力・実績に基づく人事管理

		受に至って八	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
No 取組項目		所管部署   改革プラン	検討・実施年度					効 果	
NO	以他 块 口	刀后叩右		17	18	19	20	21	刈木
1	勤務評価制度の構築		・勤務評価制度の導入 職員の勤務成績を客観的かつ継続的に把 握することにより、職員の能力開発や指 導育成、昇任選考等に反映し、公正な人 事管理を行うため、勤務評価制度の検討 を進める。	検 討	<b>→</b>	<b>→</b>	実施	$\rightarrow$	組織全体の 能率向上及 び職員の意 識改革
		総 務 課	・昇格基準の設定 給与構造改革を踏まえ、昇格させるうえ で必要とされる経験年数や在級年数を定 めた等級別資格基準表を定める。	検討	<b>→</b>	<b>→</b>	実施	<b>→</b>	客観的昇格 基準による 公正な昇格 運用
2	昇任管理の適正化   		・昇任時の給与処遇の検討 役付職員に昇任する際に、給与上のメリットを明確にするような仕組の検討を進め、責任ある職につくことに対する職員 の意欲を高める。	検討	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	役付職員の 士気向上

## (3)活力ある職場づくり

No	取組項目	所管部署	改 革 プ ラ ン		検討	・実施	拖年度		効 果
INO	以 祖 垻 日	川官司者	以 単 ノ ラ ノ	17	18	19	20	21	劝未
1	1944年	意識を高めるとともに事務改善を推進し、効率的な行政運営や行政サービスの向上を図るため、職員提案制度を実施する。	検討	<b>→</b>	実施	<b>→</b>	$\rightarrow$	職員の意識 改革及び効 率的行政運 営	
			・新たな表彰制度の実施 職員提案がなされたものの中で、実際に 実施されるものなど優秀な提案につい て、表彰する新たな表彰制度を創設する とともに発表会を実施することにより、 職員提案制度の活性化を図り、職員の市 行政への参画意欲を高める。	検討	<b>→</b>	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	職員の意識 改革及び意 欲向上
		総 務 課	・職員意向調書の実施 平成18年度から人事異動に際し、職員 の希望する業務等を記入する職員調書を 実施する。	検 討	実施	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	職員の人材 育成及び職 場の活性化
			・庁内公募の実施 職員の積極的な意思に基づいて自身の能 力や適正を発揮できる機会を提供するこ とにより、職員の士気高揚や能力開発を 推進する。	検討	<b>→</b>	実施	<b>→</b>	$\rightarrow$	職員の士気 高揚及び能 カ開発
2	効果的な人事配置		・事務系職員と技術系職員の人事交流促進 職域が固定されがちな技術系職員につい て、事務系職場への配置を行うなどによ り交流をすすめ、職場の幅広い見識の涵 養等の能力開発を図る。	実施	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	職員の能力 開発
			・希望降任制度の検討 職員の抱える問題等の個人的理由により、職責を果たすことができない場合や、 その職責に心身的な苦痛を感じている場 合に、職員本人の希望に基づいて、現在 の役職から下位への役職への降任を行う 希望降任制度の実施に向けて検討を進め る。	検討	<b>→</b>	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	組織の活性 化

## II. 協働

#### 協働の地域づくりの推進

本格的な地方分権時代を迎え、国と地方との関係がこれまでの「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと変わり、地方自治体の自己決定権が拡大される中で、今後地域づくりにおける地方自治体の役割と責任は益々増大していきます。

本市においても、地方分権を真に実行性のあるものとするために、本市自身の能力と体質を強化し、市政の主役である市民に対する積極的な情報提供を行うとともに市民の行政への参加・参画を促進し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

#### 1. 開かれた行政経営

No	取組項目	所管部署	改 革 プ ラ ン	検討・多			五年度		- 効果
INO	取 祖 垻 日	別官砂省	以 単 ノ ラ ノ	17	18	19	20	21	劝未
1	行政の透明性確保		・ホームページの充実 市民との意見交換・情報交換の場として、 市民参加・参画を進めるための環境づく りを推進し、最新情報の提供を行うとと もに、透明性の向上を図る。	検討	実施	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	行政情報の 迅速・積極 的提供
		総務課 ・パブリックコメント制度の導入 市民と行政が一体となったまちづくり 推進させるため、必要に応じて施策の 画・立案・策定において、幅広く市民 意見を求め、市の施策に反映させるパ リックコメント制度の導入を実施する。 ・附属機関の委員選任等の適正化	検討	実施	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	市政への市 民参加促進	
2	政策形成過程への市民参加の促進	経営企画課	・附属機関の委員選任等の適正化 選任にあたっては、市民の幅広い意見や専門的視点からの意見を反映することを鑑み、以下の内容を主とした委員の選任基準を平成17年度中に定め、18年度からの運営の適正化を図る。 ・委員の在任期間を10年以内とすること・重複任用を3機関までと制限すること・75歳以上の任命を極力避けること・女性の積極的な登用に努めること・職員は任命しないこと・公募に努めること等	検討	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>↑</b>	幅広い市民 の市政参画 推進
		総 務 課	・市長との地域懇談会の実施 小学校 6 校区ごとに実施する。		実施	検討・実施	<b>→</b>	<b>→</b>	市政への市 民参加促進

## 2. 推進体制

No	取 組 頂 日	取組項目 所管部署 改革プラン			検討	• 実 i	拖年度		効 果
NO	双租填日	川目叩者	以単ププラ	17	18	19	20	21	劝未
	・ボランティア・NPO 等の育成・支援 ボランティアや NPO 等の育成・支援策を 策定し、新規参入を促進するとともに、 市民協働による地域づくりと如何にタイ アップさせていくかを目標とする。 〈環境づくり〉 ・育成、支援策の明確化 ・広報、ホームページによる情報提供 ・現在の8 N P O 法人の交流会開催 (連携強化) ・ボランティア団体の一本化 〈地域へのアプローチ〉 ・地域(小学校単位の6地域)との交流 会開催(連携強化)	検討 (一部実施)	実施	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	市政を協づ進れ営民へ通働くしたを等のしのり、行実の参でまを開政現のり、行明のののののののののののののののののでは、大田のでは、大田ののののでは、大田のののでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田の		
1	市民と行政の新たな仕組み	市民協働課	・地域コミュニティの制度研究 ・市民参加手法の導入 多様化する市民ニーズに適切に対対には、対して、対して、対して、対を推進を小地域を小がでしたがでする6地域とし、ボランをもし、が多様とのは、が多ながあらいは、も含む分権型社会のは、も含む分権型社会のはなったがありたがあらいて、「対話と協働」に対対がある。	検討 二部実施	実施	$\uparrow$	$\rightarrow$	$\uparrow$	効率的行政 運営の実現
		総 務 課	・協働のまちづくりを推進する行政内 部組織の立ち上げ 市民との協働によるまちづくりを推 進するため、平成18年1月から地域 福祉課を新設し、市民との協働事務 を所管する窓口を一本化する。	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	地域福祉課 市民協働係 の新設

## Ⅲ. 効率

1. 行政システムの簡素化・効率化・・・市民ニーズに対応した柔軟かつ機動的な組織の構築 分権型社会に適応するため、限られた経営資源を効率的に活用できる機動的組織を構築 します。また、行政の意思決定及び事務処理の迅速化を図るため、決裁権の下部への委譲 を進めるとともに、責任の明確化を図ります。

#### (1)柔軟かつ機動的な組織の構築

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効 果
INO	双 祖 吳 日	끼╘叩겹	以	17	18	19	20	21	刈木
1	効率的な組織編制	経営企画課	・平成 18 年 1 月に以下の基本方針のもとに組織機構の再編を行う。 〈基本方針〉 1 重点施策を実施するための機構の強化 2 組織のスリム化を前提とし、スクラップ・アンド・ビルドを基本に再編 3 業務内容が類似した部署の統合 4 市民に分かりやすい組織の名称 〈H18.1 月組織機構再編の主な内容〉 6 課 1 室を廃止し、収納課、こども育成課等5課1室を新設。 18 年度以降も随時見直しを行い、20%のスリム化を目標として効率的な組織編制に努める。	実施	検討	実施	検討	実施	スリム化に よる組織運 営の効率化

#### (2) 事務の効率化

	(2)事務の効率	<b>区化</b>						(単位	立:百万円)
No	取組項目	所管部署	改 革 プ ラ ン		検討	・実旅	<b>拒</b> 年度		効 果
NO	双机块口	川台即省		17	18	19	20	21	劝未
1	庁内分権の推進	経営企画課	・決裁規程の見直し 行政の意思決定及び事務処理の迅速化 を図るため、平成 18 年度に決裁規程を 見直し、部長、課長への専決事項の拡大 等、決裁権限の下部への委譲を行い、庁 内分権を進める。	<b>検</b> 討	1	実施	<b></b>	1	意思決定の 迅速化と責 任の明確化
			・収入役の廃止 財務会計システム等により出納事務が 簡素化されたこと等を踏まえ、平成 18 年1月から収入役を廃止する。	実施	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	49. 8
2	管理職ポストの削減	総 務 課	・管理職ポストの削減 行政意思決定の迅速化を図り、効率的な 行政運営を行うため、課長補佐職のあり 方等について検討をすすめ、組織機構の 再編と併せて管理職ポストの削減を図 る。	<b>検</b> 討	<b>→</b>	実施	$\rightarrow$	<b>→</b>	迅速な意思 決定 人件費削減
3	窓口業務の時間延長		・窓口業務の時間延長 住民票の発行等の一部窓口業務の時間 延長等について、計画期間中の実施を目 指し、市民サービスの向上を図る。	検討	<b>→</b>	検討·実施	$\rightarrow$	<b>→</b>	市民サービスの向上
4	電子自治体の推進	経営企画課	・住民票の広域交付、地方税手続のネット 化等を推進する。	検 討	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	実施	行政手続の 利便性向上
								小計	49.8

## (3)事務事業の見直し

(単位:百万円)

No	取組項目	所管部署	改 革 プ ラ ン		検討	・実旅	<b>近年度</b>		効 果
NO	双 祖 垻 日	川目即省	以半ファフ	17	18	19	20	21	<b>劝未</b>
1	事務事業の評価	経営企画課	・事務事業評価制度の導入 市民の満足度の高い行政サービスの提 供と客観的な視点による事業の取捨選 択を図るため、事務事業の評価制度を導 入する。	検討	<b>→</b>	試行)	実施	$\rightarrow$	事業が客観 的に評価され、必要な事業の選択が 可能となる。
		生涯学習課	・生涯学習事業の一部見直し 事業効果について再検証し、市民研修派 遣事業等の生涯学習事業について、見直 しを行う。	検討	実施	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	2. 3
		学校教育課	・フレンドリーなかま事業経費の見直し 受益者負担の公平性の観点から、参加者 より自己負担金を徴収する。	検討	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	1.6
2	各事務事業の見直し	子仪狄月硃	・キラキラなかまっ子事業経費の見直し 各小学校で実施している体験学習等の 充実により、平成 18 年度をもって事業 を廃止する。	検討	実施	廃止			6. 9
2	<b>で事物事未</b> の元直 U	生涯学習課	・青少年に贈るコンサート事業の見直し 補助事業等の有効活用により、経費の節 減を図る。	検討	実施	<b>↑</b>	<b>↑</b>	検討	5. 9
		市民課	・市民交通共済事業の見直し 公平性の観点から、平成20年9月30日 で公費負担を廃止する。	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	廃止	<b>→</b>	12. 7
		全 課	・事務事業全般の見直し・点検 全ての事務事業について、事業効果を毎 年検証し、見直しと改善を不断に行う。	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	市民満足度 の高い事務 事業の展開
								小 計	29. 4

## (4)議員定数及び報酬等の見直し

`	. / "">		_ •					\	
			・議員定数の削減 平成 19 年 4 月の一般選挙から議員定数 21 名を 19 名に削減する。			実施	<b>→</b>	1	42. 1
1	議員定数及び 報酬等の見直し	議会事務局	・議員報酬の削減 平成19年5月から議員報酬を削減する。 <削減率> 議 長:6% 副議長:4% 議 員:3%			実施	<b>→</b>	<b>→</b>	11.6
			・政務調査費の廃止 平成 19 年 5 月から政務調査費を廃止す る。			実施	$\rightarrow$	1	13. 3
			・議員駐車場使用料の徴収(月額1,000円) 平成18年7月から実施する。		実施	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	0.8
				•				小計	67. 8

2. 行政内部経費の見直し・・・徹底した低コストの行政運営を目指します。

職員のコスト意識を徹底し、無駄な歳出を省きます。また、適正な定員管理及び職員配置に努め、給与の抑制等により、人件費の削減を図るとともに、民間委託の推進により行政コスト低減を図ります。

また、多様化する広域行政需要に的確に対応するため、広域行政を更に推進することにより、効率的で質の高い行政サービスの提供を図ります。

(1)職員数の削減

(単位:百万円)

N	取組項目	所管部署	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	検討・実施年度					効 果
机心、机械交合	刀后叩右	以手フラン	17	18	19	20	21	劝未	
-	職員数の削減	総 務 課	・職員数の 15%削減 平成 22 年 4 月 1 日までに全職員数 を平成 17 年度に比べ 15% (80 人)削 減することを目標として、再任用職 員の配置状況を踏まえ、計画的な定 員管理を実施する。	実施	<b>→</b>	$\rightarrow$	1	1	1, 336. 8

#### 具体的職員削減計画

(単位:人)

	17年度	2 2 年度	増減
行政部門	3 4 0	277	Δ63
消防部門	5 3	5 1	Δ 2
公営企業部門 (水道)	3 6	2 8	Δ 8
公営企業部門 (病院)	9 8	9 1	Δ 7
計	5 2 7	4 4 7	Δ80 (Δ15.2%)

<sup>※</sup> 行政部門には、水道・病院以外の事業会計部門及び教育部門を含む。 再任用短時間勤務職員及び臨時職員は含まない。

#### (2)職員の任用見直し

	· / //// · !— ·							\ I	
No	取組項目	) 所管部署	改 革 プラ ン		検討	・実が	<b>拒年度</b>		効 果
NO	以他 45 日	仍后即省	以手フラン	17	18	19	20	21	劝禾
	・再任用職員の運用等の見直し 厳しい財政状況及び組織の活性化等を 考慮し、再任用の運用について見直しを 行う。 ・再任用職員の適正配置 再任用職員の配置先は、特に、再任用職 員が有する知識や経験が活用できるよ う、定年退職時の所属を含め、効果的な 配置を行う。	検討	1	実施	1	1	再任用職員 の意識改革		
1		総務課	再任用職員の配置先は、特に、再任用職 員が有する知識や経験が活用できるよ う、定年退職時の所属を含め、効果的な	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	再任用職員 の有効活用 による業務 効率の向上
2	臨時職員等の 任用見直し		・臨時的任用職員の任用基準及び賃金等の 見直し 平成 18 年度から一部の資格職種を除く 臨時的任用職員の賃金を 5%引き下げ る。 また、抜本的な制度運用の見直しについ て検討をすすめ、平成 19 年度までに新 たな任用基準による賃金体系を策定す る。	検討	一部実施	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	102. 8

(3)給与の抑制等

N		所管部署	7L #		検討	・実が	<b>近年度</b>		<b>ж</b> —
No	取組項目	所官部者	改 革 プ ラ ン	17	18	19	20	21	効 果
		給料 与上 給料 構造 新給 く主な ・給 引	・給料表見直し 給料表の水準の引き下げや、年功的な給 与上昇を抑制し、職務・職責に相応した 給料構造への転換等を目的とした給与 構造改革を行うため、平成 18 年度から 新給料表を適用する。 〈主な見直し内容〉 ・給料表の水準を全体として平均 4.8% 引き下げ ・行政職 9 級制→7 級制 ・現行の号給を 4 分割	検討	実施	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	221.7
			・55歳時特別昇給の廃止 これまで一律に実施してきた55歳時 の1号給特別昇給を平成18年度から 廃止する。	検討	実施	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	10. 5
1	1 給料の抑制等 総務課	総務課	・初任給基準の見直し 国家公務員と比べ初任給が高くなって いることから、行政職等の初任給基準表 を見直し、平成18年度採用職員から国 家公務員に準じた取り扱いとする。	検討	実施	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	7. 1
			・再任用職員の給料見直し 新給料表の適用に伴い、再任用職員の給 料格付けを見直し、給料の水準を 14.5% 引き下げる。	検討	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	52. 5
		・市長、助役等給料の削減 これまで実施してきた市長等特別職及 び教育長の給料の削減率を平成 17 年度 から更に増やす。 〈削減率〉 市長:5%→10%減 助役:5%→ 7%減 収入役・教育長:2.5%→4%減	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	5. 2	
			・定年退職時特別昇給の廃止 これまで実施してきた定年退職時の 1 号給特別昇給を廃止する。	検討	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	給料の適正 化

		・通勤手当の見直し 通勤距離が2km 未満の職員に対して支 給していた通勤手当(1,200円/月)を 平成17年10月から廃止。	実施	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	11.7
		・管理職手当の削減 平成 15 年から実施している管理職手当 の削減を引き続き実施。 〈管理職手当支給率〉 部長: 15%→12% 課長: 12%→10% 課長補佐: 9%→8%	実施	<b>→</b>	<b>↑</b>	1	<b>→</b>	人 件 費 の 削 減
2 手当の抑制等		・指定勤務手当の見直し 指定勤務手当の制度の趣旨を踏まえ、抜 本的な見直しを行い、平成 18 年度まで に13の指定勤務手当を廃止し、その他 の7手当についても減額等の見直しを 行う。	一部実施	実施	$\rightarrow$	1	$\rightarrow$	12. 5
	総 務 課	・調整手当等の削減 地方自治法の改正に伴い、調整手当が平成17年度に廃止され、平成18年度から 地域手当を新設する。 平成18年度の地域手当は給料の2%と し、調整手当の3%と比べて、1%削減 し、平成19年度以降については、財政 状況等を考慮し、検討をすすめる。	検討	実施	<b>→</b>	1	<b>\</b>	136.8
		・旅費日当の見直し 平成 18 年度から旅費日当を約 50%削減 する。	検 討	実施	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	5. 6
		・永年勤続表彰の廃止 職員を対象に勤続年数に応じて実施し ている永年勤続表彰を平成 18 年度から 廃止する。	検討	実施	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	10. 5
3 その他旅費等の見直し		・勤務時間の見直し 平成 19 年 4 月から休息時間を廃止し、 休憩を 1 時間として、8 時 30 分から 17 時 15 分までの勤務とする。	検討	$\rightarrow$	実施	1	<b>→</b>	勤務時間の 適正化
		・時間外勤務の縮減 時間外勤務の事前命令を徹底させ、業務 の効率化や事務分担を適宜見直すこと で、時間外勤務の縮減を図る。	実施	$\rightarrow$	$\rightarrow$	1	$\rightarrow$	人 件 費 の 削 減
		・職員厚生会負担金の抑制 職員厚生会への負担金について、平成 15 年度から実施している事業主負担の 抑制 (2/1000) を平成 21 年度まで引き 続き実施する。	実施	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	人 件 費 の削 減
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							小計	474. 1

## (4)民間委託の推進

(単位:百万円)

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施な					ᄊᄪ
INO	取 祖 垻 日	川官司者	Q 単 J ラ J	17	18	19	20	21	効 果
1	公の施設の運営委託	経営企画課 託 • 各施設管理課	・指定管理者制度の導入 現在、管理委託を実施している公の施設 については、平成18年度から指定管理 者制度を導入し民間活力等により、さら なる効率的、効果的な施設運営に努め る。 〈指定管理者制度導入施設〉 ・松ヶ岡ディサービスセンター ・太陽の広場 ・なかまハーモニーホール等 10の体育文化施設	検討	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	6. 4
			直接運営している 学習センターにつ から公募による指 し、より効果的、3 る。 また、業務の性格 き市が直接運営す ついても、一部第	・民間活力導入の検討 直接運営している公の施設のうち、生涯 学習センターについては、平成19年度 から公募による指定管理者制度を導入 し、より効果的、効率的な施設運営を図 る。 また、業務の性格等の問題から、引き続 き市が直接運営する上記以外の施設に ついても、一部業務の委託推進等を図 り、効率的・効果的な施設運営に努める。	検討	<b>→</b>	実施	$\rightarrow$	$\rightarrow$
		経営企画課 関係課	・委託可能な事務事業の洗い出し 全ての事務事業について、民間委託が可 能か否か検討する。 ・民間委託ガイドラインの策定 民間委託を検討するに当たって指針と なるガイドラインを策定する。	検討	検 討(一部実施)	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	効率的行政 運営の実現
2	事務事業の民間委託	教育総務課	・小学校給食の民間委託 小学校の給食調理業務について、計画期 間中に1校を民間委託する方向で検討 をすすめる。	検 討	<b>→</b>	<b>→</b>	実施	<b>→</b>	事務の効率 化
			<ul><li>・小中学校民間警備委託</li><li>小中学校の警備の見直しを行い、機械警備等の効率的運用を図る。</li></ul>	検討	実施	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	18. 3
		上下水道局	・浄水場運転業務委託 夜間及び休日の浄水場運転業務を民間 委託する。	検討	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	実施	効率的経営 の実現
								小計	38. 8

## (5) 外郭団体の効率的運営

No	No	取組項目	質目 所管部署 改革プラン	検討・実施年度					効 果	
	NO	双粒块日	刀目叩者	以中ノノノ	17	18	19	20	21	м ж
	1	外郭団体の見直し	総 務 課 各 部	・外郭団体の運営方針の見直し 既設の外郭団体についてその必要性、業 務の内容、活動の実態等の検討を行い、 職員数の見直し、業務執行の効率化等運 営の改善を図る。 特に、(財)中間市文化振興財団につい ては、今後進められる公益法人制度改革 に沿って、組織のあり方等について見直 しを進める。	検討	<b>→</b>	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	外郭団体の 効率化

## (6) 広域化の推進

No	取組項目	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	検討・実施年度					効 果	
NO	双 担 垻 日	川官即省	改 革 プ ラ ン	17	18	19	20	21	劝未
1	広域化の推進	経営企画課 各 部	・広域行政による共同処理の推進 特に平成 18 年改正消防組織法に基づ き、県が平成 19 年度中に策定する消防 広域化推進計画に沿った消防広域化の 推進に取組む。	検討	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	実施	消防行政等 の広域化

## (7) 財務の透明化

No	取如百日	取組項目 所管部署 改革プラン	検討・実施年度					効 果	
NO	双 祖 垻 日		以 <b>平</b> フ ブ フ	17	18	19	20	21	<b>刈未</b>
1	分かりやすい 財務諸表の作成	財 政 課	・バランスシートの作成 財政状況がよりわかりやすく、より多角 的に理解できるようバランスシート(貸 借対照表)を作成し、公表する。 また、地方公会計改革のもと、国の指針 に基づき平成20年度決算から「貸借対 照表」「行政コスト計算書」「資金収支 計算書」「純資産変動計算書」の4表を 整備する。	検討	実施(一部)	$\rightarrow$	$\rightarrow$	実施	財務の透明 化 (公会計の 整備)

#### (8)内部管理費の見直し

	(8)内部管理費	費の見直し						(単位	立:百万円)	
No	157 组 16 日	取組項目 所管部署 改革プラン ――				検討・実施年度			効 果	
NO	双 他 块 口	加自即省	以手ククク	17	18	19	20	21	м ж	
		財 政 課	・委託料の見直し 経費の徹底的節減を図るため、あらゆる 委託契約について見直しを行い、委託料 の削減を図る。	検討	実施	$\rightarrow$	<b>→</b>	1	24. 0	
	関係課	・需用費の見直し 内部経費の徹底的節減を図るため、光熱 水費等の需用費を削減する。	実施	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	1	14. 7		
1	内部管理費の見直し	消防本部	<ul><li>・消防職員の被服等の貸与に関する規則の 見直し 経費節減の観点から、被服の使用期限を 延長する。</li></ul>	検 討	実施	$\rightarrow$	<b>→</b>	1	2. 1	
		財政	財政課	・公用車の有効活用 使用頻度を勘案し、削減を含めた有効活 用を図る。	検討	<b>→</b>	実施	<b>→</b>	1	1.0
		・「パルハウスぼちぼち」の移転 土地建物を民間から賃借して運営して 介護保険課 いるパルハウスぼちぼちの機能を、地域 総合福祉会館に移転し、効率的な運営及 び経費の削減を図る。			実施	<b>→</b>	<b>†</b>	53. 9		
2	その他	総 務 課	・市町村職員退職手当組合への加入 団塊の世代の退職による多大な財政負 担を平準化するため、福岡県市町村退職 手当組合に平成18年度に加入する。	検 討	実施	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>†</b>	506. 9	
								小 計	602. 6	

#### IV. 公営企業の経営健全化

水道事業及び病院事業においては、経営の総点検を行い更なる経営改善を推進し、公営企業本来の独立採算制による健全経営を目指します。

#### 1. 病院事業

高度機能病院群及び一般開業医との連携の強化を図るとともに、十分な医療スタッフの確保に努め、それぞれの病院では提供しきれない部分を補完する精緻で効率的な医療サービスを提供していきます。

#### (1)経営改革の推進

- ① 診療材料の徹底した管理による医療サービスを提供します。
- ② 周辺医療機関との連携を深め、紹介患者数の増加を図ります。
- ③ より効率的な組織体制を構築するため、組織機構の見直しを適宜行います。
- ④ 医師の確保等医療スタッフの充実に努め、医業収益の増収を図ります。

#### (2) 定員管理の適正化・給与の見直し

施設基準によって職員数が定められているため、職員数の分析と問題点の把握を行い、 給与・定員管理の適正化に努めます。また、人件費の医業収益に占める割合を50%以 下に維持するよう努めます。

#### ① 定員管理の適正化

平成17年4月1日から平成22年4月1日までの定員管理の適正化目標(定数)

(単位:人)

1 7 年度	2 2 年度	増減
9 8	9 1	Δ 7

#### ② 給与の抑制等

市職員の枠組みに沿って抑制等を図ります。 (但し、医師確保の観点から医師を除く。)

③ 定員管理、給与の公表 定員管理及び給与ついては、インターネット等で公表します。

#### (3) 経費節減の徹底

病院事業の経営にあたっては、一般行政部門と同様に、経費全般にわたり徹底した見直しを行い、経費節減をするとともに合理化、効率化を進め経営基盤の強化を図ります。

#### 2. 水道事業

今日の少子高齢社会や生活様式の変化、節水意識の向上等に伴い水需要の減少している状況の中で、水道事業としても健全経営を継続し、収支の黒字化を堅持しつつ引き続き経営基盤の強化を図ります。

#### (1)経営改革の推進

- ① 浄水場運転業務の民間委託による経営効率化(平成21年度から実施)
- ② より効率的な組織体制を構築するため、組織機構の見直しを適宜行います。

#### (2) 定員管理の適正化・給与の見直し

事務事業の見直しや業務の外部委託等を推進し、適正な定員管理を図る。

① 定員管理の適正化

平成17年4月1日から平成22年4月1日までの定員管理の適正化目標(定数)

(単位:人)

1 7 年度	2 2 年度	増減
3 6	2 8	Δ 8

② 給与の抑制等

市職員の枠組みに沿って抑制等を図ります。

③ 定員管理、給与の公表 定員管理及び給与については、インターネット等で公表します。

#### (3) 経費節減の徹底

水道事業の経営にあたっては、一般行政部門と同様に、経費全般にわたり徹底した見直しを行い、経費節減をするとともに合理化、効率化を進め経営基盤の強化を図ります。